



消費者庁後援

景品表示法務検定

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会

令和3年6月吉日  
一般社団法人全国公正取引協議会連合会

## 景品表示法務検定試験のご案内

当連合会におきましては、本年秋から、景品表示法務検定試験を実施する予定です。

景品表示法務検定試験は、事業者、個人どなたでも受験が可能でして、一定の受験料をいただき、景品表示法の知識についての試験（4者択一方式で50問。100点満点）を実施し、80点以上を合格者とし、合格証を交付するものです。受験料はお一人様当たり8,800円（税込み）を考えております。

景品表示法務検定試験は不当表示などの未然防止の観点から実施するものでして、消費者庁の後援を得て実施するものです。

同試験の合格者は景品表示法について一定の知識を有する者として社内において景品表示法関係部署に配属され、自社の広告物のチェックなど違反行為の未然防止のための職務に就く適任者として扱われることが期待されると考えております。合格者を社内にご置くことにより消費者に対しましても、違反行為の未然防止に積極的に取り組んでいることをアピールすることができ、消費者の信頼獲得に役立つのではないかと考えております。事業者の方に限らず、景品表示業務を担当する弁護士の方なども是非とも本試験制度のご利用をお願い申し上げます。

公正取引協議会の会員事業者におかれましては、参加する公正取引協議会の研修事業に参加するなど公正競争規約の遵守等違反行為の未然防止に取り組んでいると思いますが、さらに一層の未然防止の徹底を図ろうとされる方にとりましては、本制度のご利用がお役に立つのではないかと考えております。

本年9月中旬ころから受験の申込みを開始し、11月中旬ころに第1回の試験を実施する予定です。実施要領はできるだけ早くホームページに掲載する予定ですので、ご覧いただき、応募されるようお願い申し上げます。

景品表示法違反行為に対しては措置命令にとどまらず、課徴金納付命令も行われるなど行政による厳正な対応が行われているところです。皆様方におかれましては、当連合会の行う景品表示法セミナーの受講と併せて、景品表示法務検定試験制度のご利用をお願い申し上げます。